平成２６年（フ）第９７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1736番地の３グランハウス大泉吉田102号、開始決定時の住所群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目18番24号
破産者　島山　繁夫
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１９号
群馬県太田市細谷町1477番地２　カトリーヌＤ－101号、前住所埼玉県熊谷市妻沼小島2788番地
破産者　小林　和子
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６４８号
名古屋市瑞穂区関取町51番地　瑞穂コーポ307号
破産者　福井　順造
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３７９号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅２棟218号、従前の住所名古屋市中村区烏森町２丁目24番地　柳風荘１－３号
破産者　入江真奈美
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２２号
愛知県清須市西枇杷島町住吉38番地
破産者　秋田　秀幸
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５８号
名古屋市中村区則武１丁目19番３号　加藤ビル601号
破産者　今川　秀一
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６８号
大阪市東成区大今里西１－24－11　エクセル今里マンション206、開始決定時大阪府東大阪市衣摺４丁目12番27号
破産者　入佐　純一
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５１号
大阪市中央区谷町４丁目８番30－711号、申立時の住所大阪市中央区上町１丁目17番13号グランディオーズ法円坂２Ｆ
破産者　川見　文子
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５２号
大阪市中央区谷町４丁目８番30－711号、申立時の住所大阪市中央区上町１丁目17番13号グランディオーズ法円坂２Ｆ
破産者　川見　禎男
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４１号
奈良県生駒市門前町８番26－403号
破産者　髙垣　　靖
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５１号
大阪府枚方市藤阪元町２－15－10－202、住民票上の住所大阪府枚方市藤阪東町４丁目15番13号
破産者　髙木　　茂
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８３号
大阪市中央区高津３丁目５番11号　高津ビューハイツ102号、前住所大阪市中央区瓦屋町２丁目３番21号
破産者　スタジオレッツこと　中島　清貴
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３４号
大阪府東大阪市楠根１丁目６番29号
破産者　森田　一作
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９４号
兵庫県尼崎市食満７丁目11番１－205号　福井方、開始決定時の住所大阪市港区波除１丁目２番１－203号
破産者　大田　耕三
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３０２号
大阪府東大阪市足代２丁目７番４号
破産者　菓子処とらやこと　坂　　章三
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４５９号
大阪市東成区大今里３丁目13番20－806号
破産者　中村　啓子
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３１号
大阪市東住吉区北田辺６丁目３番11号　アンヘルム北田辺604号
破産者　豊田　勝紀
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部